国際獣疫事務局 (OIE; World Organisation for Animal Health) 及び OIE基準について

平成26年12月 農林水産省 消費•安全局

1

お話しすること

- 1. OIEとは?
- 2. OIE基準(コードとマニュアル)の概要
- 3. OIEコードとWTO-SPS協定の関係
- 4. OIEコードの制定・改廃手続き



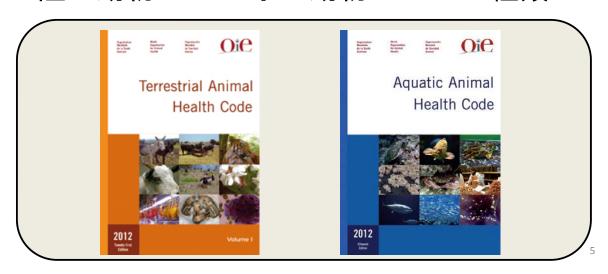
1. OIEとは?:沿革と目的

- 1924年設立(世界の動物衛生の向上を目的とした政府間機関)
- 180カ国・地域が加盟(2014年5月現在)
- 主な目的
 - 動物疾病に関する情報の提供
 - ー 動物疾病防疫・根絶のための技術支援
 - 一 動物・畜産物貿易に関する国際基準の策定
 - 食品安全の確保、アニマルウェルフェアの向上

OIE の組織 最高意志 決定機関 アフリカ、アメリカ、ア 0 ジア極東オセアニア、 0 総会 ヨーロッパ、中東 基準の改 定作業 理事会 00. 地域委員会(5) 専門委員会(4) アニマルウェルフェア、 食品安全(生産段階 事務局長 コード、水生動物、 の畜産物)、野生動物 ラボラトリー、科学 事務局 ワーキンググループ リファレンスラボラトリー: (常設作業部会(3)) 疾病毎の専門家(247) 仏パリ アドホックグループ コラボレーティングセン (特別専門家会合) ター:課題毎の専門機関 (49)地域代表事務所(5) (指定診断助言機関) アジア太平 準地域代表事務所(6) 洋地域事務 東南アジア準 所(東京) 地域事務所(タ イ、バンコク) 黄色:コード策定に主に関与

2. OIE基準: (1) コードの概要

- 動物及び動物製品について、OIE加盟国が 貿易その他の衛生措置をとる際の参照事項
- 陸生動物コードと水生動物コードの2種類



(例)陸生動物コード(第1巻:総則)

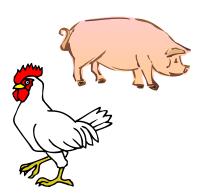
陸生:全134章(2013)

- 第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報
- 第2部 リスク分析
- 第3部 獣医サービスの質
- 第4部 全般的勧告:疾病の予防及び管理
- 第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明
- 第6部 獣医公衆衛生
- 第7部 アニマルウェルフェア

陸生動物コード(第2巻:個別疾病)

- 複数の動物種に感染する疾病 第8部
- 第9部 ミツバチの疾病
- 第10部 鳥類の疾病
- 第11部 牛の疾病
- 第12部 馬の疾病
- 第13部 兎の疾病
- 第14部 綿羊と山羊の疾病
- 第15部 豚の疾病





(例)第8.7章 口蹄疫

第1条 序論(潜伏期間、反芻獣、症例、発生定義)

第2~7条 口蹄疫の清浄性に応じた国(地域・施設)の定義

-清浄国・地域(ワクチン非接種・接種)

-清浄施設(非接種) -汚染国・地域

第8~11条 清浄国(地域)で口蹄疫が発生した場合の手続

第12~33条 貿易・輸入検疫措置(輸出先の清浄性・物品別)

第34~41条 物品毎の不活化方法

第42~44条 疾病監視(サーベイランス)の方法

第45~47条 清浄性認定のための追加要件

第48条 公的防疫事業承認要件

第49条 血清学的検査の方法と結果の解釈

病気Xに関する輸入条件 (輸入国が輸出国に求める条件)

物品輸出国、地域	病気をひろげるおそ れのないもの (安全物品)	病気をひろげるおそれの あるもの
病気が発生していない 国・地域 (清浄国、地域)	病気に関する条件 なし	輸出国、地域の証明を 求める
汚染国、地域 (上記以外)	病気に関する条件 なし	リスク低減措置 ^{注)} がとら れている証明を求める

注)畜産物では加熱処理、生きた動物では、けい留検査など。

2. OIE基準: ② マニュアルの概要

- 疾病の診断方法、ワクチンなどの生物学的 製剤の生産・管理要件を規定
- 陸生動物マニュアルと水生動物マニュアル の2種類

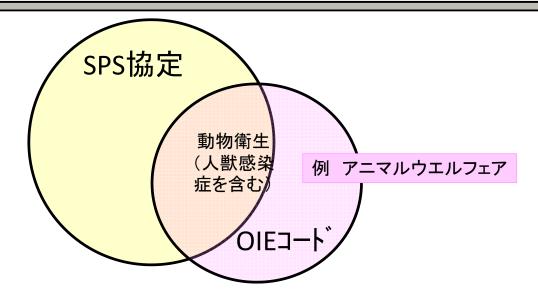


3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係①

WTO-SPS(衛生植物検疫措置の適用に関する)協定は、人、動物又は植物の生命又は健康を守るための措置(SPS措置)を適用する際の権利-義務を規定

- 加盟国がSPS措置(動物衛生上の措置)を講じる場合、<u>国際基準(OIEコード)を基礎</u>としなければならない。
- <u>OIEコードより厳しい措置</u>を講ずる場合、<u>リス</u> <u>ク評価</u>によってその正当性を証明しなければ ならない。

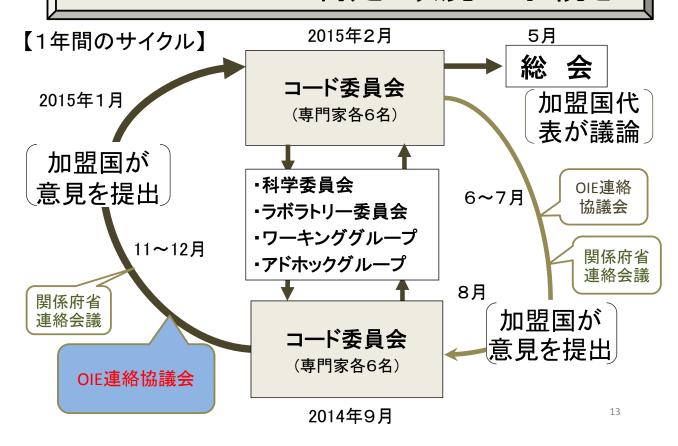
3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係②



動物衛生以外の措置についてのWTO協定上の扱いは不明 例)アニマルウェルフェアはSPS協定の対象外

12

4. OIEコードの制定・改廃の手続き



今回提示されたコード案への対応

本年9月にコード委員会が開催され、 加盟国に対して、章の改正又は新設 についての案が提示された。





・本日の御議論をもとに、各委員会から提示 された案に対する我が国の意見を提出予定

加盟国が提出した意見の取扱い

加盟国 ━ 意見 → コード委員会

2015年1月9日まで

コード委員会の開催 2015年2月10日~19日 (加盟国などの意見反映)

加盟国の支持が見込まれる案

₹

第83回OIE総会にて採決(2015年5月) → 国際基準

参考: OIE関係情報 農林水産省ホームページ

農林水産省HP→ 組織・政策→ 組織・政策→ 消費・安全局の部局 別トップへ→ 国際的ルール ・国際獣疫事務局 (OIE) または、下記 のURLを入力



http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html